

小児用肺炎球菌

予防接種のお知らせ

予防接種は保護者の同伴が必要です

【病気の説明】

乳幼児の肺炎球菌感染症

肺炎球菌はありふれた菌で、子どもの多くが鼻の奥や気道に保菌しており、細菌性髄膜炎、敗血症・菌血症、肺炎、副鼻腔炎、中耳炎などの原因となることがあります。

肺炎球菌による髄膜炎や敗血症・菌血症などは、早期の診断や治療が難しく、特に重い病気です。肺炎球菌性髄膜炎は、治療を受けても約 40%が予後不良と推定されています。

【小児用肺炎球菌ワクチンと副反応】

小児用肺炎球菌ワクチンは、肺炎球菌の中でも重い病気をおこすことの多い 13 種類による病気を予防します。副反応は、注射部位の症状（赤み、硬結、腫れ、痛みなど）、発熱（37.5℃以上）などです。

非常にまれですが、海外でショック、アナフィラキシー様症状、けいれん（熱性けいれんを含む）が報告されています。

【接種回数とスケジュール】

接種回数は、接種を開始する月齢によって異なります。

1 歳未満がかりやすいので、月齢の低いうちに接種することが効果的です。

《標準接種スケジュール》（接種開始が 2 か月～7 か月になるまでの場合）

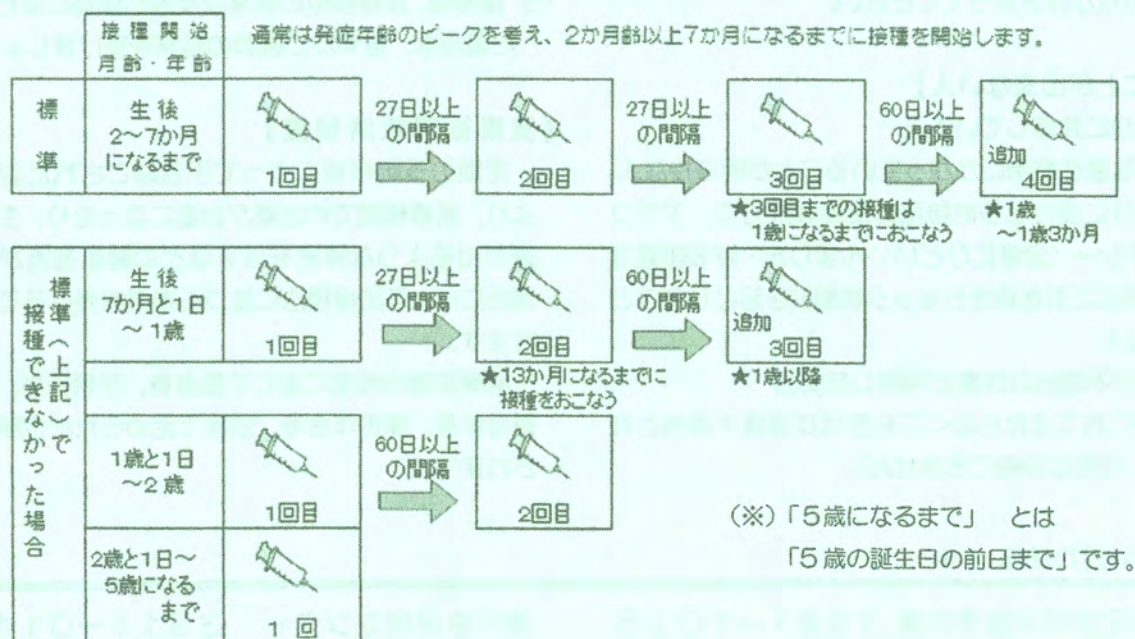
27 日以上の間隔で 3 回接種（1 歳の誕生日の前日までにおこなう）

その後、60 日以上の間隔をおいて 1 歳～1 歳 3 か月までに 1 回（追加）接種

★「定期」で接種できる年齢は、生後 2 か月 から 5 歳になるまで（※）です。

上記の月年齢を外れた場合、「任意」となり杉並区の予防接種券は使用できません。（自費となります）

小児用肺炎球菌ワクチンの接種スケジュール



接種医が必要と認めた場合、他のワクチンと同時に接種することが可能です。

接種医とよく相談してください。

異なった種類のワクチンを接種する場合には、接種後 6 日以上の間隔をあける必要があります。

【接種方法】

- ・ 契約医療機関で個別接種です。
(別紙、「定期契約医療機関一覧」を参照ください)
- ・ 杉並区の予診票は、東京23区・三鷹市・武蔵野市の契約医療機関に限り使用できます。他の市町村では使用できません。
- ※ 接種する医療機関が東京23区(または三鷹・武蔵野市)の契約医療機関であることを必ずご確認ください。
- ・ 熱があるなどの理由で接種ができなかった(予診のみ受けた)場合は、母子健康手帳を提示して、各保健センターまたは区役所東棟3階「地域福祉係」で、予診票の再交付を受けてください。

【予防接種を受ける前に…】

- (1) 先に他の予防接種を受けたときは、不活化ワクチンの場合は6日以上、生ワクチンの場合は27日以上の間隔をあける必要があります。
- (2) 当日は朝からお子さんの状態をよく観察し、普段と変わりがないことを確認してください。
- (3) 小児用肺炎球菌の予防接種について、「お知らせ」をよく読み、必要性や副反応について十分に理解したうえで接種してください。
わからないことは接種を受ける前に医療機関で必ず確認してください。
- (4) 予診票は医師への大切な情報です。責任をもって記入してください。体温は接種医療機関で測ります。
- (5) 接種当日は、母子健康手帳を持って、接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者の方が付き添ってください。

【受けることが出来ない人】

- (1) 明らかに発熱している人
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな人
- (3) その日に受ける予防接種の接種液成分で、アナフィラキシー(全身にひどいじんましん・呼吸困難などの症状に引き続きショック状態)を起こしたことがある人
- (4) 医師が不適當な状態と判断した場合
(上記にあてはまらなくても医師が接種不適當と判断した時は接種できません)

【医師とよく相談しなくてはならない人】

- (1) 心臓病・腎臓病・肝臓病・血液の病気や発育障害などで治療を受けている人
 - (2) 過去の予防接種で、接種後2日以内に発熱のみられた人及び発疹、じんましんなどアレルギーと思われる異常がみられた人
 - (3) 今までにけいれん(ひきつけ)を起こしたことがある人
 - (4) 過去に免疫不全の診断がされている人及び近親者に先天性免疫不全症の人がいる人
 - (5) 予防接種の接種液成分に対し、アレルギーがあるといわれたことのある人
(ワクチンの製造過程において、培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤などが入っているものがあります。)
- ※ 主治医がいる場合には必ず前もって受診し、予防接種を受けて良いかどうかを判断してもらいましょう。別の医療機関で受ける場合は、主治医から診断書(または意見書)を受け取ってから予防接種を受けるようにしてください。

【予防接種を受けた後は…】

- (1) 接種後30分間程度は、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。急な副反応はこの間に起こることがあります。
- (2) 接種してから1週間は副反応の出現に注意してください。
- (3) 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位はこすらないでください。
- (4) 接種当日は、激しい運動はさげましょう。
- (5) 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【健康被害救済制度】

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金等、法律で定められた金額が支給されます。

★★ 問い合わせ先 ★★

杉並保健所保健予防課 3391-1025
荻窪保健センター 3391-0015
高井戸保健センター 3334-4304

高円寺保健センター 3311-0116
上井草保健センター 3394-1212
和泉保健センター 3313-9331